

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務に係る基礎項目評価書 (市町村で貸付けた借受人の都外転出に伴う事務移管債権)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都知事

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務(市町村で貸付けた借受人の都外転出に伴う事務移管債権)
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、配偶者のない女子又は男子であって現に児童を扶養しているもの等に必要な資金を貸し付けている。 【評価対象】 ・東京都母子及び父子福祉資金では、特別区(市町村)における東京都の事務処理の特例に関する条例に定めのある資金の貸付け及び償還に係る事務は、各区市(町村部においては、西多摩福祉事務所及び各支庁)で実施しており、特定個人情報保護評価も各区市毎に実施する。 ・育成支援課では、上記の債権の内、市町村で貸付けた債権の償還中に都外転出した者に係る債権管理事務を行っている。本評価書の対象は、育成支援課における債権管理事務である。 【マイナンバーの取扱い】 ・債務者のマイナンバーは、市町村が貸付申請書で入手し、育成支援課への事務移管時に貸付申請書を添付させる。マイナンバーは、他の債権情報と合わせてシステムに入力し、管理する。 ・マイナンバーの利用は、番号法第19条第8号及び別表第二の第26、30、87項に基づく償還情報の提供、並びに番号法別表第二の第63項に基づく償還免除要件の確認に伴う都道府県民税または市町村民税情報の照会に限定して行う。
③システムの名称	母子父子福祉資金償還事務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子福祉資金に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条1項別表第一第43項 内閣府総務省令第5号第34条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法9条1項別表第一第43項、番号法19条8号、別表第二第26項・第30項・第63項・第87項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健局少子社会対策部育成支援課福祉資金担当
②所属長の役職名	育成支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉保健局少子社会対策部育成支援課福祉資金担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健局少子社会対策部育成支援課福祉資金担当 TEL 03-5320-4126

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

